

国営総合農地防災事業 下浦幌（二期）地区

事業の概要

本事業は、北海道東部の十勝郡浦幌町及び中川郡豊頃町に拓けた畑3,830haを対象に、泥炭土に起因する地盤沈下により機能低下を来している農業用排水施設（排水路L=27km及び排水機2箇所）（一期を含む全体：排水路L=32km、排水機2箇所、農地保全2,950ha（暗渠排水2,140ha、不陸整正320ha、置土780ha、障害物除去210ha）及び農業用道路8.7km）の機能回復を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区は、泥炭土に起因する地盤沈下により、農業用排水路、農用地及び農業用道路の機能低下が著しく、農用地の湛水被害及び過湿障害等が発生し、農作物の生産性や農作業効率の低下を招いている。

このため、本事業は、農業用排水路、農用地及び農業用道路の機能回復を図ることにより、これらの被害を防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図るとともに、国土の保全に資するものである。

事業の効率性

効 用（年総効果額）：排水路及び農用地の機能回復による

営農経費及び維持管理費の節減	8 8 9 百万円
排水路及び農用地の機能回復による	
農作物生産量の回復	6 8 7 百万円
施設更新による現況施設の機能の維持	2 4 0 百万円
農道の機能回復による走行経費の節減	8 百万円
排水施設の機能回復による湛水被害の防止	1 0 1 百万円
魚類に配慮した護岸工法による生息環境の保全	6 2 百万円
計	1 , 9 8 7 百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算 定 式	数 値	備 考
総事業費		28,000 百万円	
効 用		1,987 百万円	
廃用損失額		88 百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		37 年	当該事業の耐用年数
還元率×（1＋建設利息率）		0.0679	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	29,173 百万円	
費用便益比	= /	1.04	

注1）数値は土地改良法に基づく事業計画（12年4月）における計数である。

注2）総便益及び総事業費には一期事業を含む。

注3）百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。

事業の有効性

本事業では、機能低下を来している農業用排水路、農用地及び農業用道路の機能回復を行うことにより、農作業の効率性が回復し、年間10a当たり約23千円相当の営農経費が節減されるとともに、年間10a当たり約18千円相当の農作物の生産量の回復が図られる。

日程・手続

一期事業の着工に伴い、平成12年4月に、土地改良法に基づく事業計画の確定を了している。

事業に対する決議

平成14年4月

浦幌町、浦幌農協及び受益者からなる「下浦幌地区国営総合農地防災事業促進期成会」において、平成15年度新規着工要望を決議。

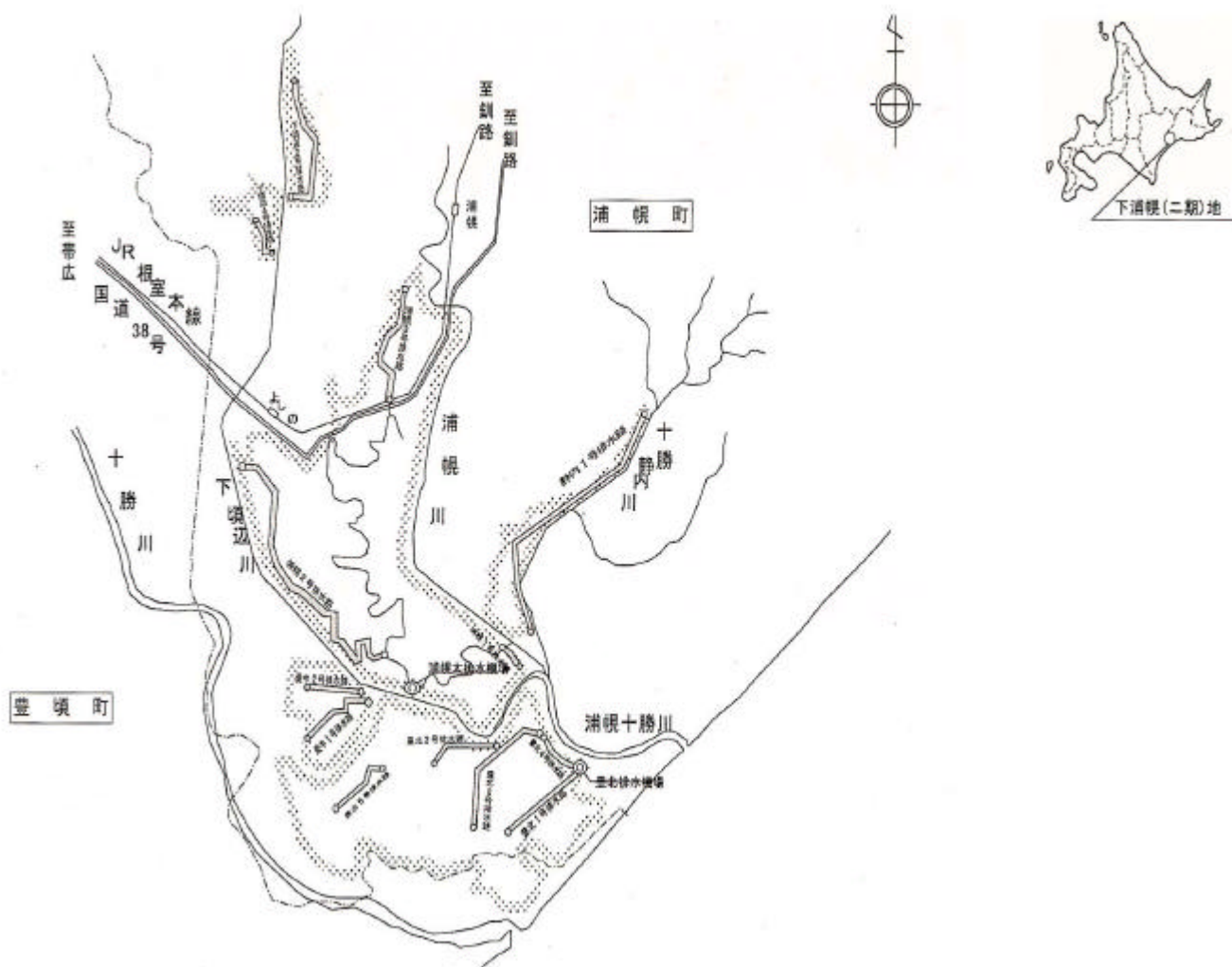
評価担当部局

北海道開発局

概要図

1. 受益面積	3,830ha			
2. 受益者数	134人			
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費	
			15年度予算ベース	(参考)事業計画 (12年4月)ベース
	排水路	27km	7,408百万円	7,497百万円
	排水機場	2箇所	5,612百万円	5,503百万円
	(排水路)	(5km)	(1,176百万円)	(1,244百万円)
	(農地保全)	(2,950ha)	(12,187百万円)	(13,102百万円)
	(農業用道路)	(8.7km)	(617百万円)	(654百万円)
	合 計		13,020百万円 (13,980百万円)	13,000百万円 (15,000百万円)
4. 国営総事業費			27,000百万円	28,000百万円

* () 内は一期分



平成 15 年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：下浦幌（二期））

1．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☒
2．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☒
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☒
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて負担能力の限度を超えることとならないこと。	☒
5．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☒
6．事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☒

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。

平成 15 年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：下浦幌（二期））

2．優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．事業で達成する目標に関する事項（有効性）	作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減が図られる。	☒
	地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。	☒
2．事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	☒
	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	☒
	地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。	☐
	一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。	☒
	周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。	☒
	高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	☒
	関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	☒
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☒
	地元の事業推進体制が整備されている。	☒
	関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	☒
	関連する他事業との調整が図られている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には主として考えられる観点を記述している。